



熊本県公報

号 外 第 3 4 号

平成 26 年 6 月 30 日 (月)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

○熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… (社会福祉課) 1

規 則

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 26 年 6 月 30 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 3 2 号

熊本県生活保護法施行細則の一部を改正する規則
 熊本県生活保護法施行細則(昭和 4 5 年熊本県規則第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」及び「知事の」を削り、同条中第 16 号を第 26 号とし、第 15 号を第 25 号とし、第 14 号を第 22 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(23) 法第 78 条第 3 項の規定により徴収する就労自立給付金費に係る徴収金の額を決定すること。

(24) 法第 78 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、保護費に係る徴収金の納入に充てる旨の申出に係る徴収金を徴収すること。

第 2 条第 13 号中「第 78 条」を「第 78 条第 1 項」に改め、「保護費」の次に「に係る徴収金」を加え、「定めること」を「決定すること」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条第 12 号を同条第 19 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(20) 法第 76 条の 2 の規定により取得した請求権を行使すること。

第 2 条第 11 号を同条第 18 号とし、同条第 10 号を同条第 17 号とし、同条第 9 号を同条第 16 号とし、同条第 8 号中「規定により、」を「規定による」に改め、同号を同条第 13 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(14) 法第 55 条の 4 第 1 項の規定により、就労自立給付金を支給すること。

(15) 法第 55 条の 5 の規定により、被保護者若しくは被保護者であった者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、報告を求めること。

第 2 条第 7 号中「第 28 条第 4 項」を「第 28 条第 5 項」に改め、同号を同条第 11 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(12) 法第 30 条から第 37 条の 2 までの規定により、保護を実施すること。

第 2 条第 6 号中「要保護者の資産状況、健康状態その他の事項について職員」を「要保護者に対して報告を求め、若しくは当該職員に、「受けるべきこと」を「受けるべき旨」に改め、同号を同条第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 法第 28 条第 2 項の規定により、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めること。

第 2 条第 5 号を同条第 8 号とし、同条第 4 号を同条第 7 号とし、同条第 3 号中「決定すること」を「決定し、これを通知すること」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号中「及び第 2 項」を削り、「並びに保護の変更を決定すること」を「保護を開始すること」に改め、同号を同条第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 法第 25 条第 2 項の規定により、職権をもって保護の変更の決定を行い、これを通知すること。

第 2 条第 1 号中「第 24 条第 1 項及び第 5 項」を「第 24 条第 3 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)」に、「並びに保護の変更を決定すること」を「これを通知すること」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法第 24 条第 8 項の規定により、扶養義務者に対して通知すること。

第 2 条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 法第 24 条第 1 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)に規定する保護に係る申請書を受理すること。

第 6 条第 1 項中「第 24 条第 1 項(同条第 5 項)」を「第 24 条第 3 項(同条第 9 項)」に、「第 25 条第 1 項の通知は、」を「第 25 条第 2 項の規定による通知は」に、「第 26 条の通知は、」を「第 26 条の規定による通知は」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 10 項」に改める。

附 則
この規則は、平成26年7月1日から施行する。